

福島市告示第 173 号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、次のとおり特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により告示する。

令和6年4月30日

福島市長 木 幡 浩

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	確認年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	預かり保育事業において内閣府令第28条の18第3項を満たしているか否か（※1）	福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例で定める基準を満たしているか否か
株式会社アイグラン	アイグラン保育園 福島大森	福島市 大森字 赤沢 50-1	令和6年4月1日	一時預かり事業 病児保育事業	-	-

※1 預かり保育事業において、教育・保育が提供される1日当たりの時間（教育時間及び預かり保育の提供時間の合計）が8時間以上、かつ、1年当たりの期間が200日以上である場合は「満たしている」と表示する。1日当たりの時間、1年当たりの期間のいずれかが、これらの量を下回る場合は「否」と表示する。